JAPANESE INDIVIDUAL SAVINGS ACCOUNT

情報提供資料
2013年 4月 1日

【投信調査室コラム】

# 日本版ISAの道　その6

## 税制改正法が参院で可決・成立! 法律・政省令も公布され、日本版ISAが実務段階へ!!

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

2013年3月29日(金)、参院本会議で平成25年度(2013年度)税制改正(関連)法が可決・成立した。 メディアは同法に含まれている「教育資金を贈与する場合に贈与税を非課税とする制度」や「住宅ローン減税延長」ばかり取り上げるが、同法には「日本版ISA」も含まれている。金融庁の平成21年度(2009年度)税制改正要望(2008年8月28日公表)から4年7カ月、とうとう日本版ISAが実現する。同法案だが、より正確に言うと「第一八三回閣第八号所得税法等の一部を改正する法律案」で、「日本版ISA」は「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置」である。 法律などを読む場合はこちらの言葉で見ていきたい。
[参考ホームページ]参院…「 http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/183/meisai/m18303183008.htm 」。

## 法律・政省令

税制改正法成立を受け、3月30日(土)に「官報-平成25年3月30日付(特別号外　第6号)」で法律・政省令が公布された。 官報の「所得税法等の一部を改正する法律(五)」(p.59)や「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(一一四)」(p.178～179)、「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同二一)」(p.247～249)などに日本版ISAへの言及がある。 税制改正(の)大綱や先の法律案と大きく変わるものではなく、平成22年度(2010年度)税制改正や平成24年度(2012年度)税制改正で決まったものからの改訂が中心だが、たとえば、「『非課税口座開設届出書の提出を受けた』を『非課税適用確認書(非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。)の提出を受けた』に改め」(省令p.248上段)、「『その非課税口座開設届出書』を『その非課税適用確認書』に改め」(同)、「『非課税口座開設確認書』を『非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税適用確認書』に改め」(省令p.248下段)、「『確認書又は依頼書』を『依頼書又は確認書』に改め」(同)などである(次ページ以降掲載)。
[参考ホームページ]インターネット版「官報」…「 http://kanpou.npb.go.jp/ 」。

## 事務やシステム対応に係る実務上の取扱い、契約の雛型や申請書等

税制改正法成立直前の3月28日(木)、日本証券業協会は「日本版ISAの円滑な導入に向けた取り組みに係る提言」の中で「法案が成立した後、証券会社等では直ちに日本版ISA の事務及びシステムに係る対応が必要となる。…(略)…。対応準備期間は半年程度しかない。日本証券業協会は、速やかに必要な事項を税務当局等に確認のうえ、日本版ISAの証券会社の事務やシステム対応に係る実務上の取扱い、契約の雛型等(約款(参考モデル)、申請書等(参考様式))を取りまとめ、証券会社に対し周知する必要がある。」と言っている。 先の法律・政省令公布を受けた日本証券業協会及び同協会が事務局を担当する「日本版ISA推進連絡協議会」(全国銀行協会や投資信託協会などが参加)の対応が待たれる。

投信会社などは既にISAサイト等で情報提供をしているが、投資家の窓口となる証券会社や銀行なども動き出した。 税制改正法成立日3月29日(金)からSBI証券がISA口座開設に必要な書類請求の予約申込の受付を開始し(*申し込むと、ISAの制度概要や活用方法などの情報が案内)、翌3月30日(土)からは楽天証券がISA口座スターターキットの申込受付を開始した(*申し込むと、ISA口座のセミナーへの招待などの案内)。 法律・政省令交付により日本版ISAが一気に実務段階へ入ることとなる。
[参考ホームページ] 日本証券業協会(日本版ISAの円滑な導入に向けた取り組みに係る提言)…
「 http://www.jsda.or.jp/katsudou/teigen/iken/files/jijodoryoku_wg_teigen.pdf 」、国際投信投資顧問(日本版ISA)…「 http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/jisa.html 」、SBI証券…「 https://www.sbisec.co.jp/ 」、楽天証券…「 https://www.rakuten-sec.co.jp/ 」。

以下、公布された法律のp.59、政令のp.178・p.179、省令のp.247・p.248・p.249であり、ISA関連は四角い枠で囲ってある。


### 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。

「所得税法等の一部を改正する法律（五）」(p.59)



第八条の三第一項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同条第二項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「除く。）又は」を「除く。）若しくは」に、「の収益の分配」を「又は社債的受益権の収益の分配又は剰余金の配当」に改め、同条第三項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改める。

第八条の四の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「受けるべき所得税法」の下に「第二十三条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。）又は同法」を加え、「及び前条第一項」を「、前条第一項」に、「配当等を」を「配当等その他政令で定めるものを」に改め、「おいて、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同法第二十二条」を「利子所得及び配当所得については、同法第二十二条」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の」を「第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は」に、「受けるもの」を「受ける配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

五　第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の四第二項中「居住者又は」を「前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る部分は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の課税」を「配当所得等の課税」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第四項中「に係る配当等及び」を「及び」に改め、「確定した日（」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、同条第五項中「支払つた」の下に「利子等及び」を加える。

第八条の五の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法」の下に「第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法」を加え、「に係る配当等その他」を「その他」に、「配当所得の金額の」を「配当所得等の金額の」に改め、「計算上当該」の下に「利子等に係る利子所得の金額又は」を加え、「及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項」を「の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「内国法人」を「国若しくは地方公共団体又はその他の内国法人（第六号において「内国法人等」という。）」に改め、「掲げる」の下に「利子等又は」を加え、同項第三号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「公募（」、「をいう。）」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

五　内国法人から支払を受ける特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

六　内国法人等から支払を受ける第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の五第二項中「平成二十一年」を「平成二十八年」に改め、「該当する」の下に「利子所得の金額並びに」を加え、同条第四項中「掲げる」の下に「利子等又は」を、「受けるべき」の下に「利子等又は」を加える。

第九条の二第一項中「（所得税法第二十四条第一項」に改める。

第九条の三中「平成十五年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「、前条第一項及び第二項並びに次条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、「個人」の下に「（次条第一項において「大口株主等」という。）」を加え、同条第二号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託」を「次に掲げる投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同号に次のように加える。

イ　公社債投資信託以外の証券投資信託

ロ　証券投資信託以外の投資信託（公募公社債等運用投資信託を除く。）

第九条の三第三号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき」を削り、同条に次の一号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

第九条の三の二第一項中「平成二十二年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「次に掲げる」の下に「利子等（同法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）又は」を加え、「百分の二十」を「百分の十五（第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十）」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に、「配当等」を「利子等又は配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「公募（」、「をいう。）」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

五　第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第九条の三の二第四項中「配当等の額」を「利子等の額又は配当等の額」に改める。

第九条の四の二第四項中「金融商品取引所」の下に「（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）」を、「の規定」の下に「並びに第八条の三第二項及び第三項」を加え、同項第一号中「次条第一項」を「第九条の三第二号」に改める。

第九条の七第一項中「の取得」の下に「（相続税法又は第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）」を加え、「相続税法」を「同法」に改め、同条第二項中「（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）」を「及び第三十七条の十二第二項」に、「第三十七条の十三第二項」を「これらの規定」に改める。

第九条の八中「に同号」を「に開設した同号」に、「（以下この条において「非課税口座」という。）を開設した日」を「に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日」に、「十年」を「五年」に、「当該非課税口座」を「当該非課税管理勘定」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、同条第二号中「に係る配当等」を削る。

第十条第九項第三号中「又は大学」を「、大学その他の学校若しくは大学又は大学」に、「又は」を「、大学又は」に改める。

第四十一条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に」に改める。

「10 年」を「5 年」に。

*投信調査室よりひとこと…

「10 年」及び「5 年」は、各年に出される資金(最大 100 万円)が非課税となる期間のこと。 平成 22 年度(2010 年度)税制改正や平成 24 年度(2012 年度)税制改正ではその期間が「10 年」だったが、今回の平成 25 年度(2013 年度)税制改正では「5 年」と短期化した。

ただ、非課税管理勘定を設けられる年が長期化した。 平成 22 年度(2010 年度)税制改正では「5 年」、平成 24 年度(2012 年度)税制改正では「3 年」だったが、今回の平成 25 年度(2013 年度)税制改正では「10 年」と長期化した。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。

〔政令〕の「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（一一四）」(p.178)



理口座開設届出書の提出に代えて、当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第二十五条の十の十を除き、以下この節において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該特定管理口座開設届出書を提出したものとみなす。

第二十五条の八の四第二項中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改める。

第二十五条の十の二第六項中「（第二十五条の十の九まで）」の下に「、第二十五条の十の十一及び第二十五条の十の十三」を加え、「を提出しなければ」を「の提出（当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条から第二十五条の十の九まで、第二十五条の十の十一及び第二十五条の十の十三において同じ。）をしなければ」に改め、同条第十項第一号中「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。同項第十及び第二十五条の十の九において同じ。）」を削り、同条第十四項中「ものに限る。）」の下に「同項第十号の二に規定する合併等により取得した同号に規定する合併法人等新株予約権等のうち株式交換若しくは株式移転により取得したもの（上場株式等に該当するものに限る。）」を加え、同項第十号の二を「同項第十号の二の居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者が当該合併法人等新株予約権等の取得の基因となった同号に規定する旧新株予約権等の取得をした日、同条第十一項の」に改め、同条第十五項第五号中「株式の」を「株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の一　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である新株予約権又は新株予約権付社債（以下この号において「旧新株予約権等」という。）につき当該旧新株予約権等を有する者が当該旧新株予約権等を発行した法人を所得税法施行令第百十六条に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同条に規定する合併等（当該合併等により当該旧新株予約権等に代えて当該合併等に係る同条に規定する合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の新株予約権又は規定新株予約権付社債（以下この号において「合併法人等新株予約権等」という。）のみの交付がされるものに限る。）により取得する当該合併法人等新株予約権等で、当該合併法人等新株予約権等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

第二十五条の十の五第一項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第二十四号中「開設する非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同号イ中「非課税口座に係る」を「非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る」に、「移管する」を「移管することを依頼する旨」に改め、「及び数」の下に「又は価額」を加え、同号ロ中「当該非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」を「の非課税口座内上場株式等」の下に「で当該非課税管理勘定に係るもの（当該移管がされる日に法第三十七条の十四第五項第二号イ(2)の規定による移管がされるものを除く。）」を加える。

第二十五条の十の四第一項及び第二項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第三項中「特定口座開設届出書」の下に「（電磁的方法により提供された当該特定口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）を含む。第二十五条の十の六及び第二十五条の十の九第五項において同じ。）」を加え、「同条第四項」を「法第三十七条の十一の三第四項」に改める。

第二十五条の十の五第一項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第二項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第二号中「を提出する」を「の提出（当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。）をする」に改め、同条第三項中「を提出する」を「の提出をする」に改め、同項第一号中「株式の」を「株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等である第二十五条の十の二第十五項第十号の二に規定する旧新株予約権等を発行した法人を同号に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人とする同号に規定する合併等により取得する同号に規定する合併法人等新株予約権等で、当該合併法人等新株予約権等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

第二十五条の十の六中「を提出した」を「の提出をした」に改める。

第二十五条の十の七第一項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十五条の十の八中「を提出した居住者」を「の提出をした居住者」に改める。

第二十五条の十の九第一項中「を提出して」を「の提出をして」に改め、同条第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）」を削り、同条第五項中「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の下に「（電磁的方法により提供された当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「、特定口座取引継続届出書」を削る。

第二十五条の十の七第三項の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされる場合を除く。）」を削り、同条第三項中「特定口座年間取引報告書」を「（第三十七条の十一の三第七項の報告書（以下この条において「特定口座年間取引報告書」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十五条の十の十一第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十五条の八の二第八項の規定は、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合について準用する。

第二十五条の十の十三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十五条の八の二第八項の規定は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合について準用する。

第二十五条の十三第五項中「その年分の同項第三号」を「当該口座開設年の属する同項第三号に規定する勘定設定期間（以下この項及び第十二項において「勘定設定期間」という。）の同号」に、「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「、口座開設年」を「当該勘定設定期間の開始の日の属する年」に、「当該提出がされた日の属する年の翌年」に改め、同条第十三項中「の同項に」を「の同項各号」に、「当該提出がされた日の属する年の翌年」を「当該勘定設定期間の開始の日の属する年」に改め、同条第十三項を削り、同条第十二項中「の同項に」を「、同項に」に、「、同項各号」を「第十項各号」に改め、同条第六項に」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第六項に規定する平成二十五年一月一日において国内に住所を有しない者に係る」を「同条第三項に規定する」に、「当該」を「同号の」に、「同年一月一日」を「同号の書類に記載された勘定設定期間の同号イからハまでに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日」に、「同項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「で非課税口座」を「で当該各号に規定する非課税管理勘定」に、「当該非課税口座に」を「当該非課税管理勘定に」に、「当該非課税口座から」を「当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「開設する非課税口座の下に」に「設けられた非課税管理勘定」を加え、「株式の」を「株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の」に、「非課税口座へ」を「非課税管理勘定へ」に改め、同項第二号から第六号までの規定中「開設する」を「非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」を加え、「非課税口座へ」を「非課税管理勘定へ」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「二以上の非課税口座（」を

「開設する非課税口座」を「開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定」に。

*投信調査室よりひとこと…非課税口座の中に毎年、最大 100 万円まで設けられるのが非課税管理勘定で、非課税となる 5 年の経過後、時価 100 万円までなら、新しく設定される非課税管理勘定に移管が可能。

「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に。

*投信調査室よりひとこと…平成 22 年度(2010 年度)税制改正や平成 24 年度(2012 年度)税制改正では「非課税口座開設確認書」だったが、今回の平成 25 年度(2013 年度)税制改正では「非課税適用確認書」に改められた。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。

〔政令〕の「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（一一四）」(p.179)



「非課税口座に設けられた二以上の非課税管理勘定（）に、「非課税口座が」を「非課税管理勘定が」に、「金融商品取引業者等が設けた営業所に開設されている」を「非課税口座に設けられている」に、「の非課税口座に」を「の非課税管理勘定に」に、「より非課税口座」を「より非課税管理勘定」に、「非課税口座の」を「非課税管理勘定の」に、「設定された非課税口座」を「設けられた非課税管理勘定」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「開設する非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「開設する非課税口座」を「非課税管理勘定」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等である第二十五条の十の二第十五項第十号の二に規定する旧新株予約権を発行した法人を同号に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同号に規定する合併等により取得する同号に規定する合併法人等新株予約権等で、当該取得する合併法人等新株予約権等の当該非課税管理勘定への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

第二十五条の十三第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第三十七条の十四第五項第二号イ(2)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等は、同号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び次項において「非課税管理勘定」という。）を設けた同号の口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨、移管する非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管がされる上場株式等とする。

第二十五条の十三第十四項中「申請書の提出」の下に「（同項に規定する提出をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第十六項及び第十七項中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同条に次の一項を加える。

22　法第三十七条の十四第九項の金融商品取引業者等の営業所の長から同項第一号に掲げる方法により同項に規定する申請事項の提供を受けた同条第十項の所轄税務署長は、当該金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は書面の交付をする際、その交付をする当該書類又は書面の別その他の財務省令で定める事項を、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供するものとする。

第二十五条の十三の二第三項中「の受理、同条第十一項」を、（電磁的方法により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次条第一項及び第二十五条の十三の六第五項において同じ。）の受理、法第三十七条の十四第十一項」に改める。

第二十五条の十三の六第五項中（電磁的方法（第二十五条の十の二第十項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第二十五条の十の九第三項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）を含む。）、非課税口座開設確認書」を「、非課税適用確認書」に、「第二十五条の十三第十二項」を「第二十五条の十三第十三項」に改める。

第二十五条の十四第一項中「同条第十一項」を「同条第十一項」に改める。

第二十五条の十四の二第五項第一号中「同条第十項」を「同項に」に改め、同項第七号中「同条第九項第三号」を「同条第十項第三号」に、「同項第九号」を「同項第十号」に、「同条第十一項」を「同条第十一項」に改める。

第二章第八節の三中第二十五条の十八の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

**第二十五条の十八の二**　法第四十条の三の二第一項に規定する内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分は、同項の資産又は権利で当該内国法人の事業の用及び当該内国法人の事業の用以外の用に供されているもののうち、次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

一　土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下この号において「建物等」という。）の賃借権、使用貸借権その他建物等の使用又は収益を目的とする権利　当該土地又は建物等の価額に相当する金額に、当該土地又は建物等の面積又は床面積のうちに占める当該内国法人の事業の用に供されている権利が設定されている部分の面積又は床面積の割合を乗じて計算した金額

二　工業所有権その他の資産の使用又は収益を目的とする権利（前号に掲げるものを除く。）　当該工業所有権その他の資産の価額に相当する金額に、法第四十条の三の二第一項の個人が収入すべき当該工業所有権の使用料の総額のうちに占める当該内国法人から収入すべき使用料の額の割合その他権利の種類及び性質に照らして合理的と認められる基準により算出した当該内国法人の事業の用に供されている割合を乗じて計算した金額

2　法第四十条の三の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項の債務処理に関する計画が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号（これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することとする。

第二十六条第二十項中「（平成二十四年法律第八十四号）を削り、同条第二十四項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第二十六条の四第七項及び第十九項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第二十六条の九の二の次に次の一条を加える。

（特定割引債に係る民間都市開発推進機構の範囲）

**第二十六条の九の三**　法第四十一条の十二第一項に規定する政令で定める民間都市開発推進機構は、公益財団法人であるものとする。

第二十六条の十六第二号及び第二十六条の十八の二第二項中「第五条の三第四項第四号」を「第五条の三第四項第五号」に改める。

第二十六条の二十八の七を削る。

第二十七条の二第四項中「第三条の二第八項の規定は同号」を「第三条の二第十一項第一号に規定する政令で定めるものについて、第三条の二第三項の規定は同号」を「第三条の二第二項の規定は法第四十二条の二第一項第一号」に、「同条第九項の」を「第三条の二第十二項の」に、「同条第三項各号」を「同条第二項各号」に、「同条第九項第一号中「第五条の三第四項第一号」を「同条第十二項第一号中「第五条の三第四項第七号」に改める。

第二十七条の四第八項第一号中「イ又はロに」を「次に」に、「及び第四号」を「、第三号及び第五号」に改め、「。次号及び第三号において同じ」を削り、同項第二号中「この項及び次項」を「この号、次号及び第六号」に、「に基づき研究員を当該大学等に派遣して行うもの（次号に掲げるものを除く。）」を「当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているもの（当該試験研究における当該法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該試験研究の成果が当該法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

**（電磁的方法により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を既得した電磁的記録を含む。**

*投信調査室よりひとこと…イータックス(e-tax)による届出のことで、イータックスとは国税電子申告・納税システムのこと。 インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続が簡単にできるシステムだ。

イータックスの利用件数は平成 23 年度で 891 万件(所得税のみ)、利用率は 47.3%となっている(平成 24 年 12 月国税庁「平成 23 年度における e-Tax の利用状況について」より)。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。

〔省令〕の「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同二一）」(p.247)



震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。イにおいて同じ。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）及び指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県の区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。）、第三十一号」に改め、同項第四号中「の規定に基づく」を「第四条第十五項に規定する」に改め、同項第四号の二中「、及び第四号の八」を加え、「同法第四条第八項」を「同条第八項」に改め、同項第下この号」の下に「、次号において同じ。」を削り、同項第四号の三中「当該事業を所轄する行政機関の長」を「国土交通大臣」に、「第十八条第三項の同意若しくは同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えられた同法第十八条第一項」を「第十八条第一項（同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第四号の六までにおいて同じ。）」に改め、「認められる旨」の下に「、当該土地及び資産が当該工業団地造成事業について同法第十二条第二項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨」を加え、同項第四号の四中「第十八条第三項の同意又は同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えられた同法」を削り、「認められる旨」の下に「又は当該土地及び資産が当該第二種市街地再開発事業について同法第十二条第二項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨」を加え、同項第四号の五中「第十八条第三項の同意若しくは同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えられた同法」を削り、「認められる旨」の下に「、当該土地及び資産が当該新都市基盤整備事業について同法第十二条第二項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨」を加え、「当該事業の施行者が国又は地方公共団体である場合において」を削り、「ときは」を「場合には」に改め、同項第四号の六中「第十八条第三項の同意若しくは同法」及び「（同法第二十二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「認められる旨」の下に「、当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る同法第十一条第一項第十号に掲げる流通業務団地について同条第二項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の七　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内において行う都市計画法第十一条第一項第十一号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設（以下この号及び次号において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」という。）の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産（第一号に掲げる資産を除く。）　国土交通大臣（当該事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事）の当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨並びに当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の津波防災拠点市街地形成施設について同条第二項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨を証する書類（当該事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体が当該資産の買取りをする場合には、当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの。次号において同じ。）

四の八　特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業（東日本大震災復興特別区域法第七十七条第二項第三号ロに掲げる集団移転促進事業（当該集団移転促進事業に関する事項が同条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）と併せて行うものに限る。以下この号において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業」という。）のために買い取られる土地及び当該土地の上に存する資産　国土交通大臣（当該一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事）の当該一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業が国土交通大臣の定める一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に係る基準に該当するこれに準ずる事業である旨を証する書類

第十四条第五項第十一号中「第四号の三」を「第四号の二」に改める。

第十七条第一項第三号ロ(2)中「都市緑地法第十七条第三項の緑地管理機構」を「施行令第二十二条の七第二項に規定する機構」に、「同条第二項」を「都市緑地法第十七条第二項」に、「当該緑地管理機構」を「当該機構」に、「施行令第二十二条の七第二項各号」に改める。

第十七条の二第一項第二十四号を次のように改める。

二十四　法第三十四条の二第二項第二十号の場合　都市再開発法第七条の六第三項に規定する建築許可権者、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する都府県知事又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第二十二条第三項に規定する都道府県知事等の当該土地等をこれらの規定により買い取ったものである旨を証する書類

第十七条の二第一項第二十六号中「第二十二条の八第二十九項各号」を「第二十二条の八第二十七項各号」に改め、同項第二十七号ロ中「第二十二条の八第三十項各号」を「第二十二条の八第二十八項各号」に改め、同項第二十九号中「第二十二条の八第三十一項」を「第二十二条の八第二十九項」に改め、同条第二十一項中「第二十二条の八第二十七項第五号」を「第二十二条の八第二十五項各号」に改め、同条第二十二項中「第二十二条の八第二十七項第五号」を「第二十二条の八第二十五項第五号」に改め、同項第一号中「道路運送車両法施行規則第五十七条第一項」を「昭和四十二年改正規則による改正後の道路運送車両法施行規則第五十七条第一号」に改める。

第十八条の八の二を削り、第十八条の八の三を第十八条の八の二とし、第十八条の八の四を第十八条の八の三とする。

第十八条の九の二第六項中「第二十五条の八の二第八項第一号ニ」を「第二十五条の八の二第九項第一号ニ」に改め、同項第一号中「第二十五条の八の二第八項第一号」を「第二十五条の八の二第九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改め、同条第七項中「第二十五条の八の二第九項第二号」を「第二十五条の八の二第十項第二号」に改める。

第十八条の十一第五項第一号中「を提出する」を「の提出（施行令第二十五条の十の二第六項に規定する提出をいう。次号、第十八条の十二の二第一項第二号、第十八条の十三第二項第三号及び第十八条の十三の五第二項第四号において同じ。）をする」に改め、同条第十六項第三号中「に係る」を「に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定をいう。次号において同じ。）に係る」に、「法第三十七条の十四第一項」を「同条第一項」に改め、同項第四号中「非課税口座の開設年月日」を「非課税管理勘定を設けた日の属する年」に改め、同項第五号中「及び数」の下に「又は価額」を加える。

第十八条の十二第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号中「を提出する」を「の提出（同号に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする」に改め、同項第三号中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第三項中「第二十五条の十の五第三項第十号」を「第二十五条の十の五第三項第十号」に改める。

第十八条の十三の二第二項を削る。

第十八条の十三の四第一項第二号中「同条第十項第一号」を「施行令第二十五条の八の二第八項」に、「第二十五条の十の九第三項」を「第二十五条の十の四第三項」に改め、同項第三号中「特定口座継続適用届出書」を「特定口座継続適用届出書及び」に改め、「及び特定口座取引継続届出書」及び「又は施行令第二十五条の十の七第三項の規定により特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた場合」を削り、「出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出」の下に「（同項第二号に規定する提出をいう。）」を加える。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。

〔省令〕の「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同二一）」(p.248)



第十八条の十三の五第二項第十五号中「又は第二十五条の十の七第三項」を削り、「同条第一項」を「施行令第二十五条の十の七第一項」に改め、同条第六項中「第二十五条の十の十第八項」を「第二十五条の十の十第七項」に改め、同条第十項中「第二十五条の十の十第四項」を「第二十五条の十の十第三項」に改め、同条第十二項中「第二十五条の十の十第七項」を「第二十五条の十の十第八項」に改める。

第十八条の十四の二第二項第二号及び第十八条の十五第九項第五号中「第二十五条の十の十第八項」を「第二十五条の十の十第七項」に改める。

第十八条の十五の三第一項中「この項」の下に「、第三項」を加え、同条第二項第一号中「第四項各号」を「第五項各号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第五号中「する年」を「する日の属する年」に改め、同条第十四項第一号中「非課税口座開設届出書」を「非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。）」に改め、同項第二号中「非課税口座開設届出書に添付して提出された非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第三号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第四号及び第五号中「非課税口座開設届出書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　当該非課税適用確認書に記載された勘定設定期間において最初に非課税管理勘定が設定された日又は設定予定年月日及び当該非課税管理勘定が設定された非課税口座の記号又は番号

第十八条の十五の三第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項第二号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「次項」の下に「及び第十六項第三号」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十五条の十三第十二項」を「第二十五条の十三第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第五号を削り、同項第四号中「平成二十五年一月一日」を「前号の勘定設定期間の法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申請者が提出する法第三十七条の十四第六項の申請書に係る勘定設定期間

第十八条の十五の三第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「第三十七条の十四第五項第三号」を「第三十七条の十四第五項第三号」に改め、同項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第七項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十七条の十四第五項第三号に規定する勘定設定期間（以下この条、次条第一項第二号及び第十八条の十五の八第一項第三号において「勘定設定期間」という。）として法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間のうちいずれかの期間

第十八条の十五の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十五条の十三第九項の書類（以下この項及び第十八条の十五の八において「非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

一　当該非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この条から第十八条の十五の七まで及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座内上場株式等を当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四　当該移管しようとする非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額並びに当該非課税口座内上場株式等の受入れをする非課税管理勘定が設けられた日の属する年

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三に次の一項を加える。

16　施行令第二十五条の十三第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三第二十二項に規定する所轄税務署長が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長を経由して交付する同項に規定する書類又は書面の別

二　前号の書類に記載された整理番号

三　第一号の金融商品取引業者等の営業所の長が、同号の所轄税務署長に対して法第三十七条の十四第九項の規定による申請事項の提供をする際に、当該申請事項が記載された同条第六項の申請書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の四第一項第二号中「その開設年月日」を「当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間の区分（次項から第十八条の十五の七までにおいて「勘定設定期間の区分」という。）」に改め、同条第二項第二号中「その開設年月日」を「当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改め、同条第三項第二号中「の開設の際に提出を受けた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書」を「に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出を受けた非課税適用確認書」に改める。

第十八条の十五の五第二号中「の開設の際に提出がされた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書」を「に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出がされた非課税適用確認書」に改め、同条第四号中「の開設年月日」を「に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改める。

第十八条の十五の六第一項第二号及び第二項第二号中「その開設年月日」を「当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改める。

第十八条の十五の七第二項第三号中「その開設年月日」を「当該非課税口座においてその死亡の時に設けられていた非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の十の四第三項」に、「非課税口座開設確認書」を「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税適用確認書」に、「確認書又は依頼書」を「依頼書又は確認書」に改め、同項第三号中「含む。」の下に「以下この号及び」を加え、「第二十五条の十三第十二項」を「第二十五条の十三第十三項」に、「平成三十七年十二月三十一日」を「当該申請書及び書類の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間の終了の日」に改め、同条第三項中「非課税口座開設確認書」を「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税適用確認書」に改める。

第十八条の十五の九第一項中「がある」を「で非課税管理勘定が設けられていたものがある」に改め、同条第二項第一号中「非課税口座の開設」を「非課税管理勘定の設定」に、「非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたものを含む。）」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「が開設された」を「に非課税管理勘定が設けられた」に、「法第三十七条の十四第五項第二号イに規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等」を「当該非課税口座に受け入れた法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)又は(2)に掲げる上場株式等」に、「当初取得上場株式等」を「当初取得等上場株式等」に、「施行令第二十五条の十三第九項各号に規定する事由により取得した非課税口座内上場株式等」を「当該非課税口座に受け入れた施行令第二十五条の十三第十項各号に掲げる上場株式等」に、「の種類別」を「につき、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定ごとの種類別」に、「同条第九項各号」を「同条第十項各号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「非課税口座から」を「非課税口座に係る非課税管理勘定から」に、「関する」を「つき、当該非課税管理勘定ごとの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号イ及びロ中「種類別」を「当該非課税口座に係る非課税管理勘定ごとの種類別」に改め、同

「非課税口座開設届出書の提出を受けた」を「非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。）の提出を受けた」に改め。

*投信調査室よりひとこと…先述の通り。

「非課税口座開設確認書」を「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税適用確認書」に改め」、「確認書又は依頼書」を「依頼書又は確認書」に改め。

*投信調査室よりひとこと…先述の通り。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。

〔省令〕の「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同二一）」(p.249)



号を同項第六号とし、同項第八号中「第二十五条の十三第九項各号」を「第二十五条の十三第十項各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「非課税口座が開設された」を「非課税口座に非課税管理勘定が設けられた」に、「当該非課税口座」を「当該非課税管理勘定」に、「前項第五号及び第六号」を「前項第四号及び第五号」に改め、同条第四項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改める。

第十八条の十九の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

**第十八条の十九の二**　法第四十条の三の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十条の三の二第一項の贈与をした資産の種類、数量及び当該贈与の時における価額

二　当該資産の贈与を受けた法第四十条の三の二第一項の内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三　当該資産の贈与の年月日及び取得の年月日

四　その他参考となるべき事項

2　法第四十条の三の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する債務処理計画に係る法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の六第一項各号に掲げる者の当該債務処理計画が施行令第二十五条の十八の二第二項に規定する要件を満たすものであり、かつ、法第四十条の三の二第一項の資産の贈与が当該債務処理計画に基づき同項各号に掲げる要件を満たして行われたものである旨を証する書類とする。

第十八条の二十第二項中「昭和四十年大蔵省令第十二号」を削る。

第十八条の二十一第十七項第二号中「及び第二十項第五号」を削り、同条第二十項第一号中「当初居住年（次号及び第三号において「当初居住年」という。）」を「特定事由（以下この項において「特定事由」という。）が生ずる前」に改め、同項第二号及び第三号中「当初居住年」を「特定事由が生ずる前」に改め、同項第五号中「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」を「特定事由」に改める。

第十九条の十一の二第二項に次の一号を加える。

四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

第十九条の十一の五を削る。

第二十条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十五項又は第十六項の処分（第二十二条の二十三第十五項又は第十六項」を「第十七項又は第十八項の処分（第二十二条の二十三第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十八項及び第十九項第四号」を「第二十項及び第二十一項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十九項に」を「第二十一項に」に改め、同項第二号中「第十九項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第八項又は第九項の処分（第二十二条の二十三第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項の処分（第二十二条の二十三第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第十二項に」を「第十四項に」に改め、同項第二号中「第十二項第二号」を「第十四項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項から第六項までを削り、同条第一項第一号中「算入される」の下に「同条第十二項第一号に規定する」を加え、同項第二号中「第二十七条の四第八項第四号」を「第二十七条の四第八項第六号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第八項第五号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第八項第六号」を「第二十七条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　施行令第二十七条の四第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第二十七条の四第八項第二号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項において同じ）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

ロ　当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第十二項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二　施行令第二十七条の四第八項第三号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該他の者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

三　施行令第二十七条の四第八項第六号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第六号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

四　施行令第二十七条の四第八項第七号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該特定中小企業者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者の確認を受けた金額

以　上

（投信調査室 松尾、窪田）

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。